

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年10月30日（月）16時00分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、森審査班長、石井安全審査官
佐藤室長補佐（Web会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、現在審査中の実施計画変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に関し、次回の特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の資料案について説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメントを行った。
 - ✓ 廃スラッジを現状のプロセス主建屋貯槽 D 内で保管するのではなく、回収して一時保管施設にて一時保管することのメリット・デメリットについて、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置の審査におけるまとめ資料を参考に表形式で整理して具体的に示すこと。
 - ✓ 換気空調設備が停止した際の自動ダンパの隔離範囲について、遠心分離機飛散防止カバー及び廃スラッジ保管容器飛散防止カバーが含まれない（両カバーの下流にある自動ダンパが閉とならない）考え方を具体的に示すこと。両カバーが隔離されない場合には、両カバーからダスト取扱エリア用排風機まで繋がる系統内からの空気が逆流し、廃スラッジ充填室及び遠心分離機室を汚染する可能性があると思うが、その可能性の有無、汚染の可能性がある場合の汚染の程度、汚染防止策、汚染拡大防止策等について、具体的に示すこと。
 - ✓ 逆止弁ではなく自動ダンパを用いる妥当性を具体的に回答すること。
 - ✓ 換気空調設備が停止した場合だけでなく、排風機1台が故障した際の切替時等の空調バランスが崩れる場合についても逆流防止措置を示すこと。
 - ✓ 廃スラッジ充填室の空気を換気する際、ダスト取扱エリア用排風機ではなく、ダスト管理エリア用排風機で排気することの考え方について具体的に示すこと。その際には、そもそも規制要求上で求められている姿、現在の設計における適合性を整理し、必要に応じて代替措置や影響緩和策等を示すこと。
 - ✓ 指摘事項 No. 16 への回答について、インターロックに期待しなくても送排風機が停止することを明確に示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に係る指摘事項リストに対するご回答（第14回1F
技術会合資料案）